

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、公布されましたので、お知らせします。

7 文科初第 7 9 3 号

令和 7 年 6 月 1 8 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

文部科学事務次官
藤 原 章 夫

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）が、本年 6 月 18 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定については、公布の日又は令和 8 年 1 月 1 日）から施行されることとなりました。

この法律は、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めるため、

- ・ 教育職員の服務を監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等の義務付け
- ・ 学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職の創設
- ・ 教職調整額の基準となる額について、給料月額 4% から 10% への引上げ
- ・ 教師の職務や勤務の状況に応じた義務教育等教員特別手当の支給を実現するための規定の整備

などの措置を一括して講ずるものです。

給特法等一部改正法の内容、施行期日等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、施行期日に向けて必要な準備を進めていただくなど、適切に御対応くださいますようお願いいたします。なお、この法律に関しては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を周知していただくとともに、首長部局にも共有いただき、連携して学校における働き方改革の一層の推進、主務教諭の適切な配置及び教師の処遇改善等に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村教育委員会に対して、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。その際、市区町村教育委員会に対しても、給特法等一部改正法の趣旨及び内容を当該市区町村の首長部局にも共有することを促していただくようお願いいたします。

加えて、同法第2条の規定による主務教諭の職の創設については、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を設置する国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、本改正の趣旨及び内容を周知していただくよう配慮願います。

なお、給特法等一部改正法については、関係資料とともに文部科学省のホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

記

第1 給特法等一部改正法（本則）の内容

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正

- (1) 学校における働き方改革の更なる加速化に向けて教育委員会が講ずべき措置
- ① 教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（以下「業務量管理・健康確保措置」という。）の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めるものとする。 （第8条第1項関係）

- ② 業務量管理・健康確保措置実施計画においては、業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標、業務量管理・健康確保措置の内容、その他業務量管理・健康確保措置の実施に関し必要な事項について定めるものとする。 (第8条第2項関係)
- ③ 教育委員会は、業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。 (第8条第3項関係)
- ④ 教育委員会は、毎年度、文部科学省令で定めるところにより、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告するものとする。 (第8条第4項関係)
- ⑤ 都道府県の教育委員会は、市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）の教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画（県費負担教職員に係る部分に限る。）の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。 (第8条第5項関係)

(2) 教師の処遇改善

- ① 公立の義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額の基準となる額について、幼稚園の教育職員を除き、教育職員の給料月額額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げること。この引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行うこと。 (第3条第1項及び附則第2項関係)
- ② 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）について、教職調整額を支給しないこととともに、地方公務員法第58条第3項の規定の適用について必要な読替規定を定めること。 (第3条第1項及び第5条関係)

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正

(1) 学校における働き方改革の更なる加速化に向けて学校が講ずべき措置

公立の義務教育諸学校等は、学校教育法第42条第1項の規定により、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるに当たっては、当該措置が業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならないものとする。 (第42条第2項関係)

(2) 組織的な学校運営及び指導の促進に向けた主務教諭の職の創設

主務教諭を幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことができるものとし、その職務は、児童の教育等をつ

かさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととすること。（第 27 条、第 37 条、第 60 条及び第 69 条関係）

3 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の一部改正

義務教育等教員特別手当について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して条例で定めることとすること。（第 13 条第 2 項関係）

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正

学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等において、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるものとする。（第 47 条の 5 第 4 項関係）

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正

主務保育教諭等を幼保連携型認定こども園に置くことができるものとし、その職務は、園児の教育及び保育等をつかさどり、及び命を受けて幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に関し保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととすること。（第 14 条関係）

6 その他関係法律の一部改正

主務教諭及び主務保育教諭等の職の創設に伴い、下表の左欄に掲げる各法律の下表の中欄に掲げる各条項について、下表の右欄を内容とする改正を行うこと。

| 法律名 | 条項 | 改正の内容 |
|--|---------------------|--|
| 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号） | 第 2 条第 2 項 | 「教育職員」の定義に主務教諭を加える。 |
| 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号） | 第 1 条、第 2 条、附則第 3 項 | 都道府県が給与費を負担する市町村立学校の職員に主務教諭を加える。 |
| 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号） | 第 2 条第 2 項 | 「教員」の定義に主務教諭及び主務保育教諭等を加える。 |
| | 第 23 条第 2 項 | 初任者研修における指導教員を命じることができる者に主務教諭及び主務保育教諭を加える。 |

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】